

日立市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

日立市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月4日提出

日立市長職務代理者

日立市副市長 梶山 隆範

---

(提案説明)

水道施設の老朽化対策及び耐震化対策に係る経費の増大等に伴い、水道料金を改定し、水道事業の安定運営を図るため、本条例を制定するものであります。

## 日立市水道事業給水条例の一部を改正する条例

日立市水道事業給水条例（昭和36年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1 専用栓の項中「790円」を「940円」に、「1, 210円」を「1, 450円」に、「1, 570円」を「1, 880円」に、「1, 820円」を「2, 180円」に、「3, 000円」を「3, 600円」に、「4, 500円」を「5, 400円」に、「10, 000円」を「12, 000円」に、「17, 500円」を「21, 000円」に、「39, 000円」を「46, 800円」に、「69, 000円」を「82, 800円」に、「23円」を「27円」に、「126円」を「149円」に、「144円」を「175円」に、「180円」を「219円」に、「101立方メートル以上は1立方メートルにつき 219円」を「101立方メートル以上は1立方メートルにつき 269円」に改め、同表特別計量栓の項中「500円」を「600円」に、「900円」を「1, 080円」に、「1, 270円」を「1, 530円」に、「1, 820円」を「2, 180円」に、「3, 000円」を「3, 600円」に、「4, 500円」を「5, 400円」に、「10, 000円」を「12, 000円」に、「17, 500円」を「21, 000円」に、「39, 000円」を「46, 800円」に、「69, 000円」を「82, 800円」に、「341円」を「410円」に改め、同表湯屋栓の項中「500円」を「600円」に、「900円」を「1, 080円」に、「1, 270円」を「1, 530円」に、「1, 820円」を「2, 180円」に、

「3, 000円」を「3, 600円」に、「4, 500円」を  
「5, 400円」に、「10, 000円」を「12, 000円」に、  
「17, 500円」を「21, 000円」に、「39, 000円」を  
「46, 800円」に、「69, 000円」を「82, 800円」に、  
「104円」を「125円」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して水道水の供給を受ける水道使用者の施行日以後最初の使用水量計量分の使用水量に係る水道料金については、なお従前の例による。

参考

改正要旨

1 平均改定率を20%として、基本料金及び従量料金を次のとおり改定することとした。

(上段 改正後、下段 改正前)

口径 (mm)	基本料金(円)		従量料金(円/m <sup>3</sup> )					
			専用栓					特別 計量栓
	専用栓	特別計量栓	1~10 m <sup>3</sup>	11~20 m <sup>3</sup>	21~30 m <sup>3</sup>	31~100 m <sup>3</sup>	101 m <sup>3</sup> 以上	
13	<u>940</u> 790	<u>600</u> 500						
20	<u>1,450</u> 1,210	<u>1,080</u> 900	<u>27</u> 23	<u>149</u> 126				
25	<u>1,880</u> 1,570	<u>1,530</u> 1,270						
30		<u>2,180</u> 1,820						
40		<u>3,600</u> 3,000						
50		<u>5,400</u> 4,500						
75		<u>12,000</u> 10,000						
100		<u>21,000</u> 17,500						
150		<u>46,800</u> 39,000						
200		<u>82,800</u> 69,000						